

# 虐待防止指針

けやきデイサービスセンター

## 1 目的

本指針は、利用者の尊厳を守り、安全で安心できるサービスを提供するために、高齢者虐待の防止および早期発見・対応に関する基本的な方針を定めることを目的とする。

---

## 2 虐待の定義

当事業所では、高齢者虐待防止法に基づき、以下の行為を虐待と定義する。

1. 身体的虐待  
利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力行為
  2. 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）  
必要な介護や世話を著しく怠ること
  3. 心理的虐待  
暴言、威圧的な態度、無視などにより精神的苦痛を与える行為
  4. 性的虐待  
利用者に対するわいせつな行為またはそれをさせる行為
  5. 経済的虐待  
利用者の財産を不当に処分する行為
- 

## 3 虐待防止のための取り組み

当事業所では虐待を防止するため、次の取り組みを行う。

- ① 虐待防止委員会の設置  
年1回以上開催し、虐待防止に関する検討を行う。
  - ② 職員研修の実施  
虐待防止に関する研修を年1回以上実施する。
  - ③ 職員への周知  
日常のケアの中で利用者の尊厳を守る支援を徹底する。
  - ④ 相談・報告体制の整備  
虐待が疑われる事例が発生した場合は速やかに管理者へ報告する。
- 

## 4 虐待発生時の対応

虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、必要に応じて関係機関（市町村等）へ通報する。

また、利用者の安全確保を最優先に対応する。

---

## 5 虐待防止担当者

当事業所における虐待防止担当者を以下の通り定める。

虐待防止担当者

施設長 田中友紀

---

## 6 本指針の見直し

本指針は、虐待防止委員会等において定期的に見直しを行う。

---

令和8年3月10日 制定

けやきデイサービスセンター